

住宅の 設計監理の 50の心得 若き建築家・法律家に贈る 住宅の設計監理研究会 編著

建築トラブルを呼び込まない
建築家心得50条！
兵庫県建築設計監理協会の
有志がお教えします。

彰国社

『住宅の設計監理 50 の心得』は、住宅の建設において建築家が行う「監理業務」について、建築家の義務、責任、およびその範囲を明確に、またわかりやすく著したものです。

建築紛争などのトラブルに建築家が巻き込まれる事態が急増している背景には、建築家の「監理責任」が、建築主にも建築家自身にも、ましてや法律家にも、明確に把握できていない現状があります。図面内容や施工内容から明らかに瑕疵の原因と責任の所在を遡ることができる「設計責任」や「施工責任」以外はすべて、「監理責任」で追及するという構図です。また、トラブルの解決が法廷に持ち込まれたとき、法律家の多くは、完成品ができていない時点で契約を取り交わす建築業の特殊性になじみがないため、「監理業務」の責任範囲を実際の運用よりもかなり過大にとらえ、監理が「監視業務」であるかのような見地から判決が下される傾向にあります。

本書では、そうしたトラブルを呼び込まないために、「設計・監理業務」において留意すべき建築家の心得をまとめました。キャリアをスタートさせたばかりの建築家に、また建築紛争を手がける弁護士等法曹関係者にお読みいただき、「設計・監理業務」に対する社会的認識を確立する一助になればと祈念して刊行いたしました。